

令和7年度 坂町立坂中学校生徒指導規程

第1章 目的

第1条

この規定は、本校の教育目的を達成するためのものである。このため、生徒が自主的・自立的に充実した学校生活を送るという観点から、必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

第2条

【髪型・化粧・装飾等】

(1) 髪型

- ・前髪は目にかからないようにする。
- ・肩につく髪はゴム（色は黒・紺・茶）で一つか二つに束ね、耳上部より下の位置に結ぶ。
- ・ゴムでまとめきれない髪は、大きすぎず装飾がないピン（色は無地の黒・紺・茶）で留める。
- ・整髪料は無香料のものを家で使う。ただし、髪の変形させない。
- ・極端な髪型にしない。平素から上級学校入学試験にふさわしい髪型にする。

(2) 化粧・装飾等

- ・化粧類は禁止とする。
- ・つめや皮膚への装飾等は禁止とする。
- ・装身具は禁止とする。
- ・香水や無香料のもの以外の制汗剤等の使用は禁止とする。
- ・眉毛やまつ毛を加工等することは禁止とする。

(3) その他

- ・規程どおりの髪型等にできない場合は、保護者を通じて担任に届け出て、許可を得る。

第3条

【服装等】

(1) 制服

ポロシャツ、カットシャツ(白) (本校指定)、ブレザー、スラックス、スカート
--

- ・スラックスは、ベルトを必ず着用する。ベルトは無地の黒色とし、装飾は不可とする。

- ・スカートは、膝下まで隠れる長さとする。
- ・衣替えの時期は、12月とし、実施時期の詳細は、気候等を見て指示する。

(2) 服装等

- ・肌着として着用するシャツ等は、白色、ベージュ、黒色、グレー、紺色の無地とし、襟下、袖下から出ないようにする。
- ・カットシャツ・ポロシャツの下に体操シャツを着ない。
- ・靴下は、くるぶしが完全に隠れる長さのものとし、白色・黒色・紺色の無地とする。

(3) 防寒具

- ・ブレザーの下に着用するVネックのベスト、カーディガン、セーターは、白色、黒色、グレー、紺色の無地とする。
- ・登下校中、学校指定のウィンドブレーカーを着用しても良い。
- ・登下校中、マフラー、ネックウォーマー、手袋（華美でないもの）を着用しても良い。
- ・ストッキング・タイツを着用する場合は、白色・ベージュ・黒色・紺色の無地とする。

(4) 靴

- ・通学靴は白・黒どちらか1色の靴。もしくは白・黒を基調としマークやラインのみ白か黒の2色が入ってもよい。ただし、ゼブラ柄など柄物は不可とする。低価格で運動に適したものとする。
- ・校舎内及び体育館では、指定された上履き及び体育館シューズを履くこと。

(5) 名札

- ・学校指定の名札とする。
- ・左胸ポケット上部に付ける。

(6) その他

- ・規程どおりの服装等にできない場合は、保護者を通じて担任に届け出て、許可を得る。

第4条

【持ち物】

(1) カバン

- ・カバンは、通学カバンを使用する。
- ・通学カバンに入りきらない場合は、サブバックを使用する。
- ・通学カバンやサブバック、筆箱などの学用品に、飾り（キーホルダー・シール等）をつけない。

(2) 不要物

- ・学校生活に不要な物は、学校に持って来ない。
- ・貴重品や不要なお金は持って来ない。

(3) 携帯電話・スマートフォン

- ・本校では、携帯電話・スマートフォンの持込を禁止している。
- ・事情があり持って来る場合は、事前に学校に相談し、その日の朝に預ける。

(4) その他

- ・規程どおりにできない場合は、保護者を通じて担任に届け出て、許可を得る。

第5条

【校内での過ごし方】

(1) 授業

- ・チャイムが鳴る前に教科書、ノート、筆記用具等の準備をし、着席しておく。
- ・授業開始・終了の挨拶は、語先後礼・五秒礼で行う。
- ・授業中は、教員の指示に従い、勝手に立ち歩いたり、授業場所から離れたりしない。
- ・授業中は、私語をしたり、居眠りをしたりしない。

(2) 休憩時間

- ・他学級の教室には入らない。他の学年の階やベランダ、非常階段、1階渡り廊下には行かない。

(3) 保健室利用

- ・担任または授業を行っている教員に保健連絡カードを記入してもらい利用する。
- ・養護教諭が不在の場合は、職員室の担任また

は学年の教員に要件を伝える。

(4) 部活動

- ・部活動規程に定める通りとする。

第6条

【登下校・欠席・遅刻等】

(1) 登下校

- ・始業時刻は、8時20分とする。8時20分のチャイムが鳴る前に着席完了しておく。着席完了できない場合は遅刻となる。
- ・登下校中、買い物をしない。

(2) 欠席・遅刻する場合

- ・8時20分までに、保護者が欠席・遅刻の理由を学校に連絡する。
- ・遅刻して登校したときは、必ず職員室に寄り、遅刻証明書を受け取り学級に行く。

(3) 完全下校時刻

- ・3月から10月新人戦までは、18時00分。
- ・10月新人戦から1月は、17時15分。
- ・2月は、17時45分。

第3章 校外での生活に関すること

第7条

【校外の生活】

(1) 大型店および娯楽施設等への入店

- ・生徒だけで、大型ショッピングモール、ゲームセンター、カラオケボックス、ボーリング、映画、演劇、コンサート、まんが喫茶、ネットカフェ等への立ち入りを禁止する。

(2) 金品の貸し借り

- ・生徒同士で金銭や物品の貸し借りや売買をしない。

第4章 特別な指導に関すること

第8条

【問題行動への特別な指導】

次の問題を起こした生徒で、教育上必要と認められた場合は、特別な指導を行う。但し、発達段階や問題の程度、繰り返し等の状況を考慮して指導を行う。

- 服装規定違反(その場で直せるもの)
- 頭髪違反(その場で直せるもの)
- 化粧(その場で直せるもの)
- 不要物の所持
- 登下校のルール違反
- その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為(その場で直せるもの)
- 頭髪違反
- 眉そり
- ピアス
- 化粧(その場で直せないエクステ等)
- 服装規定違反(その場で直せないもの)
- その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為(その場で直せないもの)
- 指導不服従(指導に従わない、暴言)
- 授業エスケープ・授業妨害
- 試験における不正行為
- 自分または他者を傷つける校内での危険行為
- タブレット端末の不正利用
- その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為
- 飲酒、喫煙、家出、夜間徘徊、道路交通法違反等
- 暴力・威圧・強要行為、万引き、窃盗、金品強要、遺失物横領、器物破損等
- 以上の事例が発生した場合は、学校において速やかに事実確認・指導をし、当該生徒の反省を促す。また、保護者に来校をお願いし、場合によっては、関係諸機関と連携を図る。

第9条

【特別な指導の内容】

特別な指導のうち、内容は次のとおりとする。

- (1) 説諭
- (2) 別室指導

一定期間、生徒を別室において、担任または学年の生徒指導担当教諭、生徒指導主事の複数の教員が面接、反省文の記入、生活指導や学習指導(授業)等を行うことによって、望ましい生活や学習態度を育てる。

- (3) 授業反省指導

別室での反省指導において一定の成果が見られたと判断された場合や、別室指導を行うほどではない場合に、通常の授業において担任等が生徒の学習意欲や態度、生活の状況を評価したり、反省したりすることによって、望ましい生活や学習態度を育てる。

以上の事例が発生した場合は、学校において速やかに事実確認、指導をし、当該生徒の反省を促す。また、保護者に来校をお願いし、生徒の問題行動及び反省の状況等を説明するとともに、再発防止に向けての具体的な取組について共通理解を図り、生活改善をする。

第10条

【特別な指導の期間】

特別な指導の期間は、発達段階や問題の程度や繰り返し等により校内委員会で協議し、指導期間を決定する。

附則

この規程は令和7年5月14日に改訂し、令和7年5月15日より施行する。

【問題行動対応一覧表】教員用

指導段階		指導対象の主な事柄	指導の流れ
一般的な指導の段階	1	ルール・マナー違反（すぐに直せる段階） ○服装規定違反(その場で直せるもの) ○頭髮違反(その場で直せるもの) ○化粧(その場で直せるもの) ○不要物の所持 ○登下校のルール違反 ○その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為(その場で直せるもの) ※事案によっては、③から指導する場合もある。	①事実確認 ②口頭注意を行い、直させる。 ↓事案が継続する場合 ③説諭または、別室指導または授業反省指導 担任、学年主任、教科担当、部活動担当、生徒指導部 ④保護者連絡 ↓さらに継続する場合 ⑤保護者と連携を図り指導を行う。 (来校要請を含む。) ⑥指導に従わない場合、指導段階2に移行 ※携帯電話・危険物については保護者の来校を要請(保護者に了承の上、内容を確認する場合有。内容によっては、指導段階4に移行)
	2	ルール・マナー違反（指導にある程度の期間を要するもの） ○頭髮違反 ○眉そり ○ピアス ○化粧(その場で直せないエクステ等) ○服装規定違反(その場で直せないもの) ○その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為(その場で直せないもの)	①事実確認 ②保護者連携 (連絡、家庭訪問、来校要請) ③改善(原則、直して来させる) ④説諭または、別室指導または授業反省指導
特別な指導の段階	3	学校生活・授業に関すること ○指導不服従(指導に従わない、暴言) ○授業エスケープ・授業妨害 ○試験における不正利用 ○自分または他者を傷つける校内での危険行為 ○タブレット端末の不正行為 ○その他学校が教育上指導を必要とすると判断した行為	①事実確認 ②説諭または、別室指導または授業反省指導 ③保護者連絡 ④場合によっては保護者来校要請 ※事実確認のため、タブレット端末を一時的に預かる場合有

		いじめに関すること		①事実確認 ②保護者連絡・来校要請（確認した事実を伝える） ③指導（内容によっては特別な指導） ④謝罪 ⑤四者（本人・保護者・担任・学年主任）来校要請及び管理職説諭（場合によっては五者） ※正確な事実確認を基に、その場にいる生徒全員に同じ指導を行う。
	4	触法行為 A （法規・法令違反）	○飲酒、喫煙、家出、夜間徘徊、道路交通法違反等	①事実確認 ②保護者連絡・来校要請 ③説諭または、別室指導または授業反省指導 ④五者（本人・保護者・担任・学年主任・生徒指導主事）来校要請及び管理職説諭 ⑤必要に応じて警察と連携
		触法行為 B （犯罪行為）	○暴力・威圧・強要行為、万引き、窃盗、金品強要、遺失物横領、器物破損等	①事実確認 ②保護者連絡・来校要請 ③説諭または、別室指導または授業反省指導 ④五者（本人・保護者・担任・学年主任・生徒指導主事）来校要請及び管理職説諭 ⑤警察と連携
	5	生命の危機にかかわるような犯罪や行為、学校全体の秩序が脅かされ、生徒が安心して登校できない状況を作る行為		①事実確認 ②教育委員会と連携 ③警察や関係諸機関と連携

※指導のねらいは、当該生徒の自己指導能力の育成である。

※指導対象事案が発生するごとに保護者連携を行う。

※特別な指導の解除においては、指導される生徒本人が改善に向けて指導に従い、落ち着いて教室に入れる状態にあること、教室内の安全・安心な状態にあることを条件とする。指導期間は、教員と保護者が連携を図り決定することとする。

※ここに示されていない問題行動に対しても、5段階の指導段階に合わせて指導する。